

平成26年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	14	府省庁名	環境省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 <u>固定資産税</u> 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	公害防止用設備（污水又は廃液処理施設）に係る課税標準の特例措置の延長		
要望内容（概要）	<ul style="list-style-type: none"> ・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 水質汚濁防止法の特定施設又は指定地域特定施設を設置する工場・事業場（特定事業場）の污水又は廃液の処理施設 ・特例措置の内容 上記施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置（課税標準1/3）の適用期限の2年延長（平成26年4月1日から平成28年3月31日） 		
関係条文	<ul style="list-style-type: none"> 地方税法附則第15条第2項第1号 地方税法施行令附則第11条第6項 地方税法施行規則附則第6条第12項 		
減収見込額	[初年度] — (▲392) [平年度] — (▲1603) (単位：百万円)		
要望理由	<p>(1) 政策目的 公害防止対策については、昭和40年代に比べて環境基準達成率が改善するなどの成果を収め、公害防止対策先進国として諸外国からも高い評価を得ているところであるが、新たな環境負荷物質の科学的解明等に伴い、今後も対策を講じるべき分野は数多い。また、最近の環境に対する国民の意識の高まりにより、事業者はこれまで以上に高度な公害防止対策を講じる必要性に迫られている。このため、事業者の公害防止施設の設置に対する特例措置を設けることで、事業者の経済的負担を軽減し、公害防止設備の投資促進を図ることにより、事業者の一層の環境負荷物質対策を促進し、産業公害の防止及び良好な生活環境の保全を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 水質分野においては、以下の通り、水質総量削減制度、排水規制（暫定排水基準の見直し）、地下水汚染防止規制への対応、環境負荷物質に係る新たな知見に基づく環境規制の強化等により、事業者の公害防止設備投資に係る負担も増加している。このような水質分野における環境規制の強化の動きに対応するため、企業の公害防止設備投資に係る税制上の優遇措置を行うことで、事業者の水質汚濁防止対策に対する取組を支援し、我が国の環境対策の推進及び良好な生活環境の保全を図ることが必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境基準（生活環境項目）のうち、有機汚濁の代表的な水質指標である生物化学的酸素要求量（BOD）又は化学的酸素要求量（COD）の平成23年度の環境基準達成率は全体で88.2%に留まっており、閉鎖性水域の環境基準達成率については更に低いものとなっている。（河川93.0%、海域78.4%、湖沼53.7%） ・閉鎖性海域については、これまで6次にわたる水質総量削減により大幅に汚濁負荷量の削減が図られているが、平成26年度を目標年度とする第7次水質総量削減制度が適用され、より厳しい削減目標が設定されている。 ・暫定排水基準の見直しについては、ほう素・ふっ素・硝酸性窒素において15業種中2業種が平成25年7月に一律排水基準に移行される規制強化が行われており、また、平成25年10月からは海域の窒素・りんに係る暫定排水基準の規制強化、平成26、27年度には1,4-ジオキサン、平成28年度には亜鉛において一律排水基準移行への見直しが行われ、今後も順次見直しが行われていく予定である。 ・平成23年度に水質汚濁防止法の改正法が成立し、平成27年6月から、事業者には、地下水汚染未然防止のための構造等に係る基準遵守義務等が全面的に課されるため、規制対応のための新たな設備投資需要が生じ得る。 ・平成24年度に1,4-ジオキサンの排水基準が設定され、また、平成26年度中にカドミウムの排水基準が強化される見込みであるなど、新たな科学的知見に基づく環境負荷物質の規制強化の動きがある。 		
本要望に対応する縮減案	なし		
		ページ	14—1

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<ul style="list-style-type: none"> ・施策3 大気・水・土壌環境等の保全 目標3-3 水環境の保全（海洋環境の保全を含む） ・環境基本法（平成5年11月19日法律第91号）において、環境の保全の目的の下、政府は財政上の措置等を講じなければならないとされている（第11条）。 ・第4次環境基本計画（平成24年4月27日閣議決定）において、国は、環境基本計画に掲げられた各種施策を実施するため、施策の有効性を検証しつつ必要な財政上の措置その他の措置を講じるものとされている（第3部第2節）。 ・水質汚濁防止法（昭和45年12月25日法律第138号）において、水質の汚濁防止に資するため、国は処理施設の設置等につき援助に努めることとされている（第25条）。
	政策の達成目標	環境基本法、水質汚濁防止法等に基づき環境基準の達成、環境負荷物質の排出抑制、良好な水環境の保全を図る。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	2年間の適用期限の延長を要望。（平成26年4月1日から平成28年3月31日まで）
	同上の期間中の達成目標	第7次水質総量削減の実行、暫定排水基準の一律排水基準への暫時見直し、カドミウムの排水基準の強化、改正水質汚濁防止法に基づく構造基準遵守義務等の着実な履行等により、水質分野における環境負荷物質対策の一層の促進を行い、良好な水環境の保全を図る。
有効性	政策目標の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> ・環境基本法に基づく水質の環境基準（BOD、COD等の生活環境項目）の達成率については、概ね上昇傾向を維持してはいるものの、平成23年度は全体で88.2%に留まっており（平成21年度：87.6%）、閉鎖性水域の環境基準達成率については更に低いものとなっている。（平成23年度河川93.0%、海域78.4%、湖沼53.7%、H21年度：河川92.3%、海域79.2%、湖沼50.0%） ・閉鎖性海域については、これまで6次にわたる水質総量削減により大幅に汚濁負荷量の削減が図られているが、平成26年度を目標年度とする第7次水質総量削減制度が適用され、より厳しい削減目標が設定されている。 ・暫定排水基準の見直しについては、ほう素・ふっ素・硝酸性窒素において15業種中2業種が平成25年7月に一律排水基準に移行しており、また、平成25年10月からは海域の窒素・りんに係る暫定排水基準の強化、平成26.27年度には1,4-ジオキサン、平成28年度には亜鉛において一律排水基準移行への見直しが行われ、今後も順次見直しが行われていく予定である。 ・平成23年度に水質汚濁防止法の改正法が成立し、平成27年6月から、事業者には、地下水汚染未然防止のための構造等に係る基準遵守義務等が全面的に課されるため、規制対応のための新たな設備投資需要が生じ得る。 ・平成24年度に1,4-ジオキサンの排水基準が設定され、また、平成26年度中にカドミウムの排水基準が強化される見込みであるなど、新たな科学的知見に基づく環境負荷物質の規制強化の動きがある。
	要望の措置の適用見込み	<p>平成21年度：適用件数2358件、取得価額45261百万円、減収額422百万円</p> <p>平成22年度：適用件数2294件、取得価額30476百万円、減収額284百万円</p> <p>平成23年度：適用件数7794件、取得価額83500百万円、減収額779百万円</p> <p>平成24年度：適用件数5266件、取得価額38738百万円、減収額356百万円</p> <p>平成25年度（見込）：適用件数5464件、取得価額41947百万円、減収額392百万円（経済産業省調べ）</p>
有効性	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	<ul style="list-style-type: none"> ・水質分野の環境基準について、BOD、COD等の生活環境項目については昭和50年頃の全体の環境基準達成率は55%程度であったものの、平成23年度の環境基準達成率は88.2%となっており（平成21年度：87.6%）、水質環境の改善に一定の成果を収めてきた。 ・ほう素・ふっ素・硝酸性窒素に係る暫定排水基準の適用業種については、平成13年に合計56業種に適用されていたが、平成25年7月には合計13業種へと減少しており、一律排水基準への移行が漸次行われてきた。 ・以下の通り、水質の総量削減計画によるCOD発生負荷量の低減が図られてきた。 <p>東京湾・・・昭和54年 477 トン/日 平成21年 183 トン/日</p> <p>伊勢湾・・・昭和54年 307 トン/日 平成21年 158 トン/日</p> <p>瀬戸内海・・・昭和54年 1012 トン/日 平成21年 468 トン/日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適用件数は平成22年度2294件、平成23年度7794件、平成24年度5266件と一定の実績で推移しており、また、平成25年度は5464件の利用が見込まれ、水質保全に係る規制強化が続く中で今後（平成26年度以降）も幅広い業界において一定の設備の導入が見込まれている。
	要望の措置の適用見込み	

相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	・事業所税の課税標準の特例措置
	予算上の措置等の要求内容及び金額	【財政投融資】 ・株式会社日本政策金融公庫「環境・エネルギー対策資金」 概要：中小企業事業者が水質汚濁防止等に係る施設整備を行う場合、特別利率による融資を受けることができる。（貸付限度：中小企業事業 7 億 2 千万円以内、国民生活事業 7200 万円以内、貸付期間：15 年以内）
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	【財政投融資】 ・株式会社日本政策金融公庫「環境・エネルギー対策資金」 財政投融資については、中小企業のみを対象としており、中小企業における公害防止設備導入のための資金調達の円滑化（イニシャルコストの一時的軽減）を図るものである一方、本税制は大企業・中小企業を含めた幅広い範囲の企業を対象とし、設備のランニングコストの低減に寄与するものである。
	要望の措置の妥当性	・1960 年代以降、環境規制の整備とともに本制度による公害防止用設備の導入支援を講じてきたことにより、事業者による円滑な法令遵守が促され、環境基準の達成率は大幅に改善されてきたところであるが、特に水質に係る環境基準の達成率は未だ改善の余地があり、環境負荷物質に係る新たな知見等を踏まえた第 7 次水質総量削減の推進、暫定排水規制の見直し、カドミウム等の排水基準値の強化や新たな物質に対する排水基準値の設定、改正水濁法に基づく地下水汚染防止対策のための構造等に係る基準遵守義務等、現在も環境規制の強化の動きが続いている。このため、同分野においては引き続き本制度を維持し、事業者の公害防止施設の設置に対する経済的負担を軽減することにより、事業者の自主的な排水対策の強化を支援していくことが適切である。また、公害防止設備投資は事業者にとっては非収益投資であり、環境対策としての外部経済性を有すること、また、事業者は厳しい経済情勢と価格競争の中で事業活動を行っており、公害防止の取組をより加速するインセンティブが必要であることから、事業者の公害防止対策の推進に資する本税制による特例優遇措置は適切であると考えられる。
	ページ	14—2

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>平成 21 年度：適用件数 2358 件、取得価額 45261 百万円、減収額 422 百万円 平成 22 年度：適用件数 2294 件、取得価額 30476 百万円、減収額 284 百万円 平成 23 年度：適用件数 7794 件、取得価額 83500 百万円、減収額 779 百万円 平成 24 年度：適用件数 5266 件、取得価額 38738 百万円、減収額 356 百万円 平成 25 年度（見込）：適用件数 5464 件、取得価額 41947 百万円、減収額 392 百万円 （経済産業省調べ）</p>															
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>(1) 適用総額の種類：課税標準（固定資産の価格） (2) 適用実績：646,712,528 千円（附則 15 条第 2 項第 1 号～第 5 号）</p>															
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・水質分野の環境基準について、BOD、COD 等の生活環境項目については昭和 50 年頃の全体の環境基準達成率は 55%程度であったものの、平成 23 年度の環境基準達成率は 88.2%となっており（平成 21 年度：87.6%）、水質環境の改善に一定の成果を収めてきた。 ・ほう素・ふっ素・硝酸性窒素に係る暫定排水基準の適用業種については、平成 13 年に合計 56 業種に適用されていたが、平成 25 年 7 月には合計 13 業種へと減少しており、一律排水基準への移行が暫時行われてきた。 ・以下の通り、水質の総量削減計画による COD 発生負荷量の低減が図られてきた。 <table border="0"> <tr> <td>東京湾</td> <td>・・・昭和 54 年</td> <td>477 トン/日</td> <td>平成 21 年</td> <td>183 トン/日</td> </tr> <tr> <td>伊勢湾</td> <td>・・・昭和 54 年</td> <td>307 トン/日</td> <td>平成 21 年</td> <td>158 トン/日</td> </tr> <tr> <td>瀬戸内海</td> <td>・・・昭和 54 年</td> <td>1012 トン/日</td> <td>平成 21 年</td> <td>468 トン/日</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・排水規制等の強化による污水处理施設の設置は引き続き必要であり、本税制の活用により污水处理施設に設備投資が行われ、政策の達成目標に着実に対応する。 ・適用件数は平成 22 年度 2294 件、平成 23 年度 7794 件、平成 24 年度 5266 件と一定の実績で推移しており、また、平成 25 年度は 5464 件の利用が見込まれ、水質保全に係る規制強化が続く中で今後（平成 26 年度以降）も幅広い業界において一定の設備の導入が見込まれている。 	東京湾	・・・昭和 54 年	477 トン/日	平成 21 年	183 トン/日	伊勢湾	・・・昭和 54 年	307 トン/日	平成 21 年	158 トン/日	瀬戸内海	・・・昭和 54 年	1012 トン/日	平成 21 年	468 トン/日
東京湾	・・・昭和 54 年	477 トン/日	平成 21 年	183 トン/日												
伊勢湾	・・・昭和 54 年	307 トン/日	平成 21 年	158 トン/日												
瀬戸内海	・・・昭和 54 年	1012 トン/日	平成 21 年	468 トン/日												
<p>前回要望時の達成目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・環境基本法に定める水質汚濁に係る環境基準の達成。特に達成率の低い閉鎖性水域の水質環境の改善。（平成 21 年度（BOD または COD）達成率：河川 92.3%、湖沼 50.0%、海域 79.2%） ・暫定排水基準の見直し等による基準強化への対応。 ・小規模事業場を含めた污水处理設備の設置促進。 															
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 24 年度の実績は、適用件数 5266 件、取得価額 38738 百万円、減収額 356 百万円となっており、幅広い業種において本税制が適用されている。 ・水質分野の環境基準について、BOD、COD 等の生活環境項目については、平成 23 年度の環境基準達成率は 88.2%となっており（平成 21 年度：87.6%）、近年においても水質環境の改善が行われてきた。 ・近年においても、水質の総量削減計画による COD 発生負荷量の低減が図られてきた。 <table border="0"> <tr> <td>東京湾</td> <td>・・・平成 16 年</td> <td>211 トン/日</td> <td>平成 21 年</td> <td>183 トン/日</td> </tr> <tr> <td>伊勢湾</td> <td>・・・平成 16 年</td> <td>186 トン/日</td> <td>平成 21 年</td> <td>158 トン/日</td> </tr> <tr> <td>瀬戸内海</td> <td>・・・平成 16 年</td> <td>561 トン/日</td> <td>平成 21 年</td> <td>468 トン/日</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・ほう素・ふっ素・硝酸性窒素に係る暫定排水基準の適用業種については、15 業種中 2 業種が平成 25 年 7 月に一律排水基準に移行している。 	東京湾	・・・平成 16 年	211 トン/日	平成 21 年	183 トン/日	伊勢湾	・・・平成 16 年	186 トン/日	平成 21 年	158 トン/日	瀬戸内海	・・・平成 16 年	561 トン/日	平成 21 年	468 トン/日
東京湾	・・・平成 16 年	211 トン/日	平成 21 年	183 トン/日												
伊勢湾	・・・平成 16 年	186 トン/日	平成 21 年	158 トン/日												
瀬戸内海	・・・平成 16 年	561 トン/日	平成 21 年	468 トン/日												
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>昭和 35 年度 創設 昭和 51 年度 地方税法本則から同法附則に移行し、適用期限付きとなる。（51 年度以降には 2 年ごとの適用期限の延長、対象設備の追加・縮減、軽減税率の引下げ、非課税からの移行措置が行われる。） 平成 8 年度 非課税から移行（非課税→1/6） 平成 22 年度 対象設備の縮減、軽減税率の引下げ（1/6→1/3） 平成 24 年度 延長</p>															